



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

900	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
901	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
902	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	2
903	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
904	生活保護法による介護機関の指定	(").....	3
905	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	3
906	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	4
907	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	4
908	国道371号(仮称新紀見トンネル)道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(道路建設課).....	4

○ 公告

	和歌山県民文化会館における指定管理者の募集	(文化国際課).....	7
	和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集	(労働政策課).....	10
	入札公告	(道路建設課).....	12
	和歌山県和歌川河川公園における指定管理者の募集	(河川課).....	17
	紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者の募集	(都市政策課).....	20
	河西緩衝緑地における指定管理者の募集	(").....	24
	和歌公園における指定管理者の募集	(").....	27
	秋葉山公園県民水泳場における指定管理者の募集	(").....	31

告 示

和歌山県告示第900号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年9月24日まで縦覧に供する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成27年7月21日
- 名称
特定非営利活動法人花咲か
- 代表者の氏名
土橋扶美
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市十二番丁79番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業を通じより多くの障害者の方々に対し「地域移行」・「社会的自立」に向けた取り組みを行う。

和歌山県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬新 8-26	とみやま調剤薬局	有田市古江見35	平成 27. 4. 30
有市薬新 13-26	中野薬局	有田市港町600	平成 27. 5. 31
海南医新 2-26	いくこレディースクリニック	海南市日方1500-22	平成 27. 6. 14

和歌山県告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社かがきサービスステーション	有田郡有田川町大字下津野807-1	まごころランド	有田郡有田川町大字下津野807-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24. 6. 1
合同会社明神介護	東牟婁郡古座川町明神459	明神介護サービス	東牟婁郡古座川町明神459	居宅介護支援	平成 27. 3. 1
社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	社会福祉法人海南市社会福祉協議会下津事業所	海南市下津町上14-6	訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援	平成 27. 3. 31
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2338-2	かつらぎ町社会福祉協議会花園介護事業所	伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1578-2	居宅介護支援	平成 27. 3. 31
社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408-4	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里訪問介護事業所	海草郡紀美野町神野市場226-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27. 4. 30
社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408-4	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里居宅介護支援事業所	海草郡紀美野町神野市場226-1	居宅介護支援	平成 27. 4. 30

和歌山県告示第903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市薬新 17-27	とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	平成 27. 5. 1
有市薬新 18-27	中野薬局	有田市箕島873-3	平成 27. 6. 1
海南医新 48-27	いくこレディースクリニック	海南市日方1501-7	平成 27. 6. 15
新医新 30-27	橋本クリニック	新宮市谷王子町2-4	平成 27. 7. 1

和歌山県告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町大字上中島859-1	まごころランド	有田郡有田川町大字上中島859-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 24. 6. 1
医療法人篤志会	田辺市高雄三丁目9-16	矢田歯科医院	田辺市高雄三丁目9-16	介護予防居宅療養管理指導	平成 27. 1. 22
医療法人南労会	大阪市港区弁天二丁目1-30	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成 27. 6. 1
株式会社アナログ	伊都郡かつらぎ町大字高田196	太陽の家	伊都郡かつらぎ町大字高田196	通所介護・介護予防通所介護	平成 27. 6. 29

和歌山県告示第905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
スマイルデザインサービス株式会社	橋本市隅田町芋生178-1	スマイルデザインサービス	橋本市隅田町芋生178-1	通所介護・介護予防通所介護	開設者の名称変更	徳和産業株式会社	スマイルデザインサービス株式会社	平成20.6.10

和歌山県告示第906号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300517	介護センター一歩	新宮市神倉二丁目8番18号	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社オフィス花	新宮市新宮4530番地の2	平成27.8.1

和歌山県告示第907号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年7月27日に認可した。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第24号	日高郡美浜町和田字鶴泊里681-1外4筆

和歌山県告示第908号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、国道371号（仮称新紀見トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事名等

- (1) 工事年度及び工事番号 平成27年度 県債道改交金 第13号
- (2) 工事名 国道371号（仮称新紀見トンネル）道路改良工事

2 入札参加資格審査申請書類及びその配布方法

- (1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）とする（詳細は入札説明書による。）。
- (2) 配布場所及び期間等

ア 場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

イ 期間

平成27年8月4日（火）から同年9月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っているものは、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）からダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成27年8月4日（火）から同年9月15日（火）までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

3 入札参加資格確認申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年8月6日（木）から同月14日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、2（2）アの場所で受け付ける。ただし、平成27年8月14日（金）は、午後2時までとする。提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

5 入札参加者に必要な資格

この競争入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている共同企業体とする。

なお、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の構成員は次のアからサまでに掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で再生計画の認可がなされていないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で更生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

エ 申請書類において、重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けた者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けている期間中でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

サ 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(2) 一共同企業体の構成員数は、3者であること。

(3) 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

(4) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

(5) 共同企業体全体で土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

(6) 共同企業体の代表者となる者は、次のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。また、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、出資比率が構成員の中で最大であること。

ア 建設業法第27条の23第2項の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(以下「総合評定値」という。)が1,000点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

イ 平成12年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、NATMによる道路トンネル工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ウ 次の条件を満たす専任の監理技術者を本契約の締結の日において配置できる者であること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工技士の資格を有する者であること。

b 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者

c これらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 平成12年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、NATMによる道路トンネル工事の管理・監督経験(掘削から覆工までの一連施工として管理・監督したものに限る。)を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有する者であること。

(エ) 申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在すること。以下同じ。)にあること。

(7) 共同企業体の代表者以外の構成員は、総合評定値が850点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

(8) 共同企業体の代表者以外の構成員は、本契約の締結の日において国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

なお、申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。

(9) (6)イの施工実績及び(6)ウの配置予定の技術者の工事の施工経験は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び施工経験を有するものであること。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

6 入札参加資格審査申請書類に関する問合せ先

2 (2) アに同じ。

7 資格確認の結果通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により平成27年8月24日（月）までに通知する。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年8月25日（火）から同年9月2日（水）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により2 (2) アに掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成27年9月7日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県民文化会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県民文化会館
- (2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 9,910㎡
 - イ 会館 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建て
延床面積 16,828㎡
 - ウ 駐車場 構造 鉄骨造地上7階建て
延床面積 10,589㎡
形式 傾床型自走式7階8層
収容台数 普通車 476台

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県民文化会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの
- (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの
- (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認

なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月18日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局文化国際課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月21日（金）午前10時

イ 場所 和歌山県民文化会館中会議室
和歌山市小松原通一丁目1番地

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 （1）アに同じ。

（イ）配布場所 （1）イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 （1）アに同じ。

（イ）提出場所 （1）イに同じ。

（ウ）提出方法 持参又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月24日（月）から同年9月4日（金）まで

イ 回答日 平成27年9月11日（金）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月17日（木）から同年10月7日（水）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県企画部企画政策局文化国際課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2052

ファクシミリ番号 073-433-1192

公 告

県が設置する和歌山県勤労福祉会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県勤労福祉会館
- (2) 所在地 和歌山市北出島一丁目5番47号
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 約2,460㎡
 - イ 延床面積 3,204.76㎡
 - ウ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建て

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年条例第37号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過

しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月24日（月）午後1時30分

イ 場所 和歌山県勤労福祉会館3階 特別会議室B
和歌山市北出島1-5-47

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月25日（火）から同年9月1日（火）まで

イ 回答日 平成27年9月7日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月8日（火）から同月28日（月）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2791

ファクシミリ番号 073-422-5004

入札公告

国道371号（仮称新紀見トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事年度及び工事番号 平成27年度 県債道改交金 第13号

(2) 工事名 国道371号（仮称新紀見トンネル）道路改良工事

(3) 工事場所 橋本市柱本外地内

(4) 工事概要 延長2,105.0m 幅員6.5（9.0）m

トンネル工（NATM）L=2,105.0m

CⅠ=380m、CⅡ=710m、DⅠ=833m、DⅢ=175m

補助工法

小口径長尺鋼管フォアパイリング L=315m

注入式フォアポーリング L=3m

- (5) 工期 平成31年10月24日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。
- (9) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年11月4日制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (11) 本工事は、低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第908号に規定する国道371号（仮称新紀見トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

(2) 入札説明書等の交付及び閲覧場所、期間及び方法等

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成27年8月4日（火）から同年9月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

(ア) 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

平成27年8月4日（火）から同年9月15日（火）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(イ) 入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を(2)イの期間、(1)の場所において交付する。また、設計図書を(2)イの期間、(1)の場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説

明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出場所、期間及び提出方法

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成27年8月6日（木）から同月14日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。ただし、平成27年8月14日（金）は、午後2時までとする。

ウ 方法

(ア) 提出方法

持参すること。

(イ) その他

提出期間外に提出された申請書は、不受理とし、当該申請書を提出した者に返戻するものとする。

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において電子入札システム利用可能者であるものは、原則として電子入札システムにより、平成27年9月16日（水）から同月18日（金）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(1) に同じ。

(イ) 期間

平成27年9月16日（水）から同月18日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

郵送による入札の場合は、一般書留により平成27年9月16日（水）午前9時から同月18日（金）午後5時までの間に到着すること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。詳細は入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 (1) に同じ。

イ 開札日 平成27年9月24日（木）

ウ 開札予定時刻 午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち会わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日 平成27年9月25日（金）

イ 公表予定時刻 午後2時

(9) 落札決定予定について

落札決定予定日 平成27年10月19日（月）

(10) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(1)の場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

- (オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
 - (カ) 次に該当する場合の入札参加者
 - a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
 - b 4(2)ア(イ) b又は4(2)ア(ウ)の書類に不備があると認められる場合
 - (キ) 同一の入札について2以上の入札をした者
 - (ク) 入札時に工事費内訳書、入札参加確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者
 - (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
 - (コ) 入札書提出の日から落札決定までにおいて、2に定める資格の要件のいずれかを満たさない者
 - (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
 - (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
 - (ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者
 - (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
 - (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
 - (タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者
- イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。
- イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を含まない。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。
- ウ 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。
- エ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、上記ウに規定する調査を行い、落札者とするものとする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

- ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。
- イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

- 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
 - (ア) 破碎帯部（断層含む。）の地山の安定性についての提案
 - (イ) 覆工コンクリートの品質向上についての提案
 - (ウ) トンネル一次支保工（補助工法区間を除く。）の品質向上についての提案
 - (エ) 工事による周辺環境への配慮についての提案

- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 議会の議決の要否 要
- (10) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有
- (11) 各会計年度における請負代金の支払限度額
ア 平成27年度 請負代金額の約1%の金額
イ 平成28年度 請負代金額の約20%の金額
ウ 平成29年度 請負代金額の約30%の金額
エ 平成30年度 請負代金額の約30%の金額
オ 平成31年度 請負代金額の約19%の金額
- (12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当することにより入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当することにより取り消されたとき、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当することにより取り消されたとき又は入札参加者に必要な資格を満たさなくなったときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。
- (14) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Subject matter of the contract :
Construction work of the Shinkimi Tunnel
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :
2:00 P.M. 14 August 2015
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :
5:30 P.M. 18 September 2015 (tenders bring with 5:00 P.M. 18 September 2015 or submitted by mail 5:00 P.M. 18 September 2015)
- (4) Contact point for the notice :
Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3092

公 告

県が設置する和歌山県和歌川河川公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県和歌川河川公園
- (2) 所在地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内
- (3) 規模等 面積71,859㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者

が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月17日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月18日（火）午前10時から

イ 場所 和歌川河川公園及び管理事務所
和歌山市塩屋一丁目6番地

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年8月19日（水）から同月25日（火）まで

イ 回答日 平成27年9月1日（火）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月2日（水）から同月18日（金）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

公 告

県が設置する紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 紀三井寺公園

ア 所在地 和歌山市紀三井寺、内原、毛見、布引地内

イ 面積 約17.66ha

ウ 施設

(ア) 陸上競技場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上4階

建物面積 延べ面積13,239.21㎡、建築面積7,369.71㎡

トラック 1周400m×9レーン

席数 約19,200席（芝生席約5,950席を含む。）

その他 トレーニング室、ナイター設備、大型映像装置、会議室等

(イ) 野球場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階

建物面積 延べ面積6,753.37㎡、建築面積3,572.22㎡

席数 約13,200席（芝生席約6,570席を含む。）

その他 両翼98m、ナイター設備、スコアボード、会議室等

(ウ) 球技場・補助競技場 トラック1周400m×8レーン、管理棟

- (エ) 庭球場 8面、ナイター設備、クラブハウス等
- (オ) 登はん競技場 競技用1面、練習用1面
- (カ) 園地 児童公園、子供広場、公衆トイレ等
- (キ) 園路 旧紀三井寺緑地(延長約2.8km。遊具、公衆トイレ等を含む。)
- (ク) 駐車場 約630台

(2) 和歌山県営相撲競技場

- ア 所在地 和歌山市有田屋町地内
- イ 面積 3,125㎡
- ウ 施設
 - (ア) 相撲競技場(屋外、屋根付き、延床面積1,719㎡)
 - (イ) 室内練習場(屋内、管理棟内)

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができること。
- (2) 申請時点において、和歌山県内に主たる事務所又は本店を有していること。
- (3) 複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が(2)の要件を満たしていること。

- (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (5) 6(2)に定める現地説明会(以下「現地説明会」という。)に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

- (6) 法人でない団体は、次の事項を定めた規約の存在を要すること。

- ア 代表者
- イ 多数決による意思決定
- ウ 構成員(構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む。)
- エ 構成員から独立した会計の存在

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第4

8号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(5) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(6) 和歌山県税、法人税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、自ら又は第三者を利用して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたもの

(10) 虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、県の入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損したものの

(11) (9) 又は (10) のいずれかの行為を行った日から1年を経過しないもの

(12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したものの

(13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布

ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階

（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月19日（水）午後2時30分

イ 場所 紀三井寺公園野球場1階 B会議室
和歌山市毛見200番地

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意様式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 平成27年8月20日（木）から同月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 平成27年9月1日（火）

エ 注意事項

(ア) 口頭による質問には、回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表

選定結果について申請者全員に書面で通知するとともに、次の事項を県ホームページ等により公表する。

(ア) 選定された指定管理者候補者の名称、所在地及び代表者

(イ) 申請者ごとの得点

(ウ) 選定委員会の委員の氏名及び役職

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

公 告

県が設置する河西緩衝緑地における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 河西緩衝緑地湊緑地

ア 所在地 和歌山市湊地内

イ 面積 2.95ha

ウ 施設 ソフトボール場、庭球場（2面）、駐車場、遊具、管理棟等

(2) 河西緩衝緑地松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江中、松江東地内

イ 面積 6.2ha

ウ 施設 多目的運動広場、庭球場（2面、ナイター設備）、駐車場、遊具、管理棟等

(3) 河西緩衝緑地西松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、古屋、松江西地内

イ 面積 6.17ha

ウ 施設 体育館（アリーナ、大・中・小会議室、茶室、卓球場、管理事務所等）、野球場（ナイター設備）、サッカー場（ナイター設備）、林間広場、遊具、駐車場等

(4) 河西緩衝緑地東松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江東地内

イ 面積 5.62ha

ウ 施設 遊具、広場、原っぱ、駐車場、管理棟等

(5) 河西緩衝緑地河西公園

ア 所在地 和歌山市西庄、古屋、本脇地内

イ 面積 31.49ha

ウ 施設 プール（2面、管理棟）、庭球場（2面）、広場、遊具、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他河西緩衝緑地指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができること。

(2) 申請時点において、和歌山県内に主たる事務所又は本店を有していること。

(3) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が(2)の要件を満たしていること。

(4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。

(5) 6 (2) に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

(6) 法人でない団体は、次の事項を定めた規約の存在を要すること。

ア 代表者

イ 多数決による意思決定

ウ 構成員（構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む。）

エ 構成員から独立した会計の存在

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(5) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(6) 和歌山県税、法人税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、自ら又は第三者を利用して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたもの

- (10) 虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、県の入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損したもの
- (11) (9) 又は (10) のいずれかの行為を行った日から1年を経過しないもの
- (12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 河西緩衝緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布
- ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階
（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成27年8月18日（火）午後2時30分
 - イ 場所 河西緩衝緑地西松江緑地体育館2階 中会議室
和歌山市松江2000番地
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ
なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
- (4) 申請に係る質問等
- ア 質問方法 質問票（任意様式。ただしA4版とする。）を、持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。
なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
 - イ 受付期間 平成27年8月20日（木）から同月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - ウ 回答予定日 平成27年9月1日（火）
 - エ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答す

る。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表

選定結果について申請者全員に書面で通知するとともに、次の事項を県ホームページ等により公表する。

(ア) 選定された指定管理者候補者の名称、所在地及び代表者

(イ) 申請者ごとの得点

(ウ) 選定委員会の委員の氏名及び役職

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 和歌公園（片男波公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 6.31ha

ウ 施設 健康館、万葉館（ただし、レストラン部分は除く。）、野外ステージ、園地、園路、駐車場等

(2) 和歌公園（津屋公園・城跡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.95ha

ウ 施設 遊具等

(3) 和歌公園（奠供山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.66ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(4) 和歌公園（雲蓋山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.45ha

ウ 施設 樹木等（現況山林）

(5) 和歌公園（鏡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.44ha

ウ 施設 駐車場、樹木等

(6) 和歌公園（妹背山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.37ha

ウ 施設 観海閣、三断橋等

(7) 和歌公園（権現山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦西地内ほか

イ 面積 33.37ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(8) 和歌公園（8の字公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 1.15ha

ウ 施設 遊具、トイレ2箇所、樹木等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌公園指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができること。

(2) 申請時点において、和歌山県内に主たる事務所又は本店を有していること。

(3) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が(2)の要件を満たしていること。

(4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。

(5) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

(6) 法人でない団体は、次の事項を定めた規約の存在を要すること。

ア 代表者

イ 多数決による意思決定

ウ 構成員（構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む。）

エ 構成員から独立した会計の存在

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16

年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(4) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの

ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(5) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。))をいう。)、従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(6) 和歌山県税、法人税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、自ら又は第三者を利用して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたもの

(10) 虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、県の入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損したもの

(11) (9) 又は (10) のいずれかの行為を行った日から1年を経過しないもの

(12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 和歌公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)の配布

ア 配布期間 平成27年8月4日(火)から同月17日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階

（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

(2) 現地説明会

ア 日時 平成27年8月19日（水）午前9時30分

イ 場所 和歌公園片男波公園健康館1階 多目的室
和歌山市和歌浦南三丁目1700

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 （1）アに同じ。

（イ）配布場所 （1）イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 （1）アに同じ。

（イ）提出場所 （1）イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

(4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意様式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 平成27年8月20日（木）から同月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 平成27年9月1日（火）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表

選定結果について申請者全員に書面で通知するとともに、次の事項を県ホームページ等により公表する。

（ア）選定された指定管理者候補者の名称、所在地及び代表者

（イ）申請者ごとの得点

（ウ）選定委員会の委員の氏名及び役職

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する秋葉山公園県民水泳場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年8月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 秋葉山公園県民水泳場

(2) 所在地 和歌山市秋葉町地内

(3) 施設規模

ア 敷地面積 約2.7ha

イ 建築面積 8,657.26㎡

ウ 延床面積 25,206.31㎡

(4) 施設

ア 屋内施設

(ア) メインプール（温水）

50m国際公認プール（10コース、可動壁により25m国内公認プールとして利用可、可動床（0m～2.0m））

その他の施設として、観客席（2,070席）、ジャグジー、大型映像装置等附属設備

(イ) サブプール（温水）

25mプール（8コース、可動床（0m～1.4m））

その他の施設として、子どもプール（温水、面積約40㎡、水深0.3m程度）、マッサージプール（温水、面積約20㎡、水深1.2m程度）

(ウ) トレーニングルーム（約180㎡）

(エ) 会議室（約100㎡）

イ 屋外施設

(ア) 遊泳プール（A）

面積約180㎡、水深0.7m程度、ウォータースライダー（L=29.0m）

(イ) 遊泳プール（B）

面積約470㎡、水深0.8m程度、一部流水式

(ウ) 幼児プール

面積約80㎡、水深0～0.3m程度

(エ) 展望プール

ウ その他

(ア) 駐車場（地下式231台収容）

(イ) 外構施設一式（国道42号からの進入路、階段、駐輪場、植栽、屋外エレベーター等）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他秋葉山公園県民水泳場指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営することができること。
- (2) 申請時点において、和歌山県内に主たる事務所又は本店を有していること。
- (3) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が(2)の要件を満たしていること。

- (4) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。

- (5) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していること。

- (6) 法人でない団体は、次の事項を定めた規約の存在を要すること。

ア 代表者

イ 多数決による意思決定

ウ 構成員（構成員が変更してもなお当該団体が存続する旨の規定を含む。）

エ 構成員から独立した会計の存在

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (5) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
 - (6) 和歌山県税、法人税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
 - (7) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
 - (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
 - (9) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、自ら又は第三者を利用して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたもの
 - (10) 虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、県の入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損したものの
 - (11) (9) 又は (10) のいずれかの行為を行った日から1年を経過しないもの
 - (12) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したものの
 - (13) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 秋葉山公園県民水泳場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）の配布
 - ア 配布期間 平成27年8月4日（火）から同月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階
（都市政策課ホームページへも掲載）
 - (2) 現地説明会
 - ア 日時 平成27年8月18日（火）午前10時
 - イ 場所 秋葉山公園県民水泳場地下1階 会議室
和歌山市秋葉町4番11号
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
 - (3) 現地説明会の参加手続
現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。
 - ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ
なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
 - (4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意様式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 平成27年8月20日（木）から同月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 平成27年9月1日（火）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表

選定結果について申請者全員に書面で通知するとともに、次の事項を県ホームページ等により公表する。

（ア）選定された指定管理者候補者の名称、所在地及び代表者

（イ）申請者ごとの得点

（ウ）選定委員会の委員の氏名及び役職

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp